

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業 プロジェクト募集要項

1 事業の目的・概要等

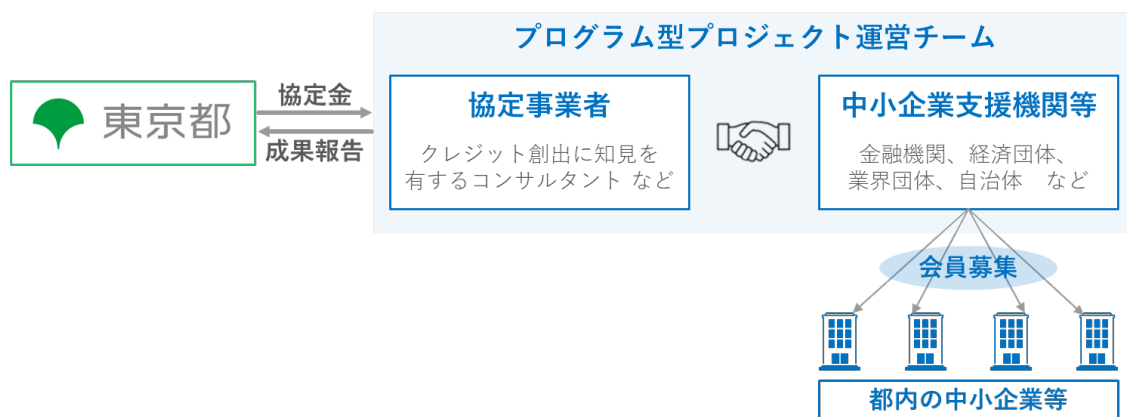
(1) 事業の目的

「プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業」（以下、「本事業」という。）は、東京都内の中小企業等（以下「都内中小企業等」という。）による小規模な削減・吸収活動をJ-クレジット制度における「プログラム型プロジェクト」を活用してクレジット化する取組を支援することで、都内中小企業等によるクレジット創出を促進し、カーボンクレジット取引を活性化することを目的としています。

(2) 事業の概要

本事業は、都内中小企業等との幅広いネットワークを有する支援機関等（以下「支援機関等」という。）と連携してプログラム型プロジェクトを運営し、都内中小企業等の削減・吸収活動のクレジット化に取り組む事業者を公募・選定し、令和7年度から令和9年度までの3か年度にわたり、成果連動型の協定金によりその取組を支援するものです。

（事業スキーム）



(3) 協定事業

- ・ 東京都は、公募により選定した事業者と協定を締結し、協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が実施するプログラム型プロジェクトの運営を通じた都内中小企業等の削減・吸収活動のクレジット化の取組に対し、その内容や成果に応じ、応分の負担として協定金を支払います。
- ・ 協定事業者は、協定に基づき、採択プロジェクトを運営し、①都内中小企業等のプロジェクト会員への誘引、②令和10年1月までに最低1回クレジット認証を実施していただきます。
- ・ 協定期間は協定締結の日から令和10年3月31日までを予定しています。採択

プロジェクトとして評価、協定金支払いの対象となるのは、協定締結後の取組に限ります。ただし、最終年度については、令和10年2月29日までに実施した取組を協定金支払いの対象とし、令和10年3月は最終支払いに向けた証憑類等の確認期間とします。協定締結は令和7年10月頃を予定しています。

- ・本事業は、都内におけるプログラム型プロジェクトの実施を活性化するため、プロジェクトの自立的な運営に向けた初期段階の取組を支援するものです。採択プロジェクトは、協定の終了後も協定事業者において中長期的に運営を続けていくことが必要となります。

(4) 協定金

- ・東京都が支払う協定金の額は、プロジェクト1件につき、令和7年度は最大1,600万円、令和8・9年度は年度ごとに最大2,000万円です。年度間で協定金の上限額を融通することはできません。
- ・協定金額は、協定事業の履行に必要な経費（以下「基準額」という。）及び事業成果に応じたインセンティブ（成果報酬）により決定します。

種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基準額	最大1,600万円	最大1,600万円	最大1,600万円
インセンティブ	-	-160万円～+400万円	-160万円～+400万円
協定金	最大1,600万円	最大2000万円	最大2,000万円

- ・協定金は年度ごとに支払いを行います。各年度の終了後、毎年5月頃に昨年度の協定金を支払うことを予定しています。
- ・基準額及びインセンティブ決定の考え方や協定金の対象経費など、詳細は別紙1「協定金の支払いについて」をご確認ください。

(5) スケジュール

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、スケジュールは今後変更の可能性があります。

令和7年7月14日(月)	募集要領公表・公募開始
9月19日(金)正午	公募期間終了
10月初旬	審査会開催・採択事業者決定
10月頃	採択事業者と協定締結
令和8年2月頃	中間報告書（令和7年度分）の提出
5月頃	協定金（令和7年度分）の支払い
令和9年2月頃	中間報告書（令和8年度分）の提出
	K P I 評価委員会開催
5月頃	協定金（令和8年度分）の支払い
令和10年2月頃	最終報告書提出

	K P I 評価委員会開催
3 月 31 日 (金)	協定終了
5 月頃	協定金 (令和 9 年度分) の支払い

2 応募要件

(1) 応募対象となる事業者

次のアからエまでの要件を全て満たす事業者を応募の対象とします。

なお、複数の事業者が提携して応募することも可能ですが、その場合は、代表事業者を定め、代表事業者が応募申請を行ってください。採択後は、代表事業者と協定を締結し、協定金は代表事業者に対して支払います。

ア 日本国内に法人格を有している団体であること。

イ カーボンクレジットの創出又は創出の支援に関する実績を有していること。

ウ 本事業の協定対象となるプロジェクトの運営（以下「プロジェクト運営」という。）に当たり、都内中小企業等との幅広いネットワークを有する支援機関等との業務提携の体制を構築していること又は支援機関等に該当する事業者であること。支援機関等とは、金融機関、経済団体、業界団体、地方自治体、その他都が認める機関を指します。

エ 以下の事項を全て満たすこと。なお、プロジェクト運営に当たって提携事業者がある場合には、全ての提携事業者が以下の事項を満たすこと。

- ・その事業活動に関し、法令等に違反する事実がないこと。
- ・日本国内において税金の滞納をしていないこと。
- ・日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- ・政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。
- ・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ・会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと
- ・都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・過去の業務その他の事情において、東京都が補助金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

(2) 応募対象となるプロジェクト

以下のアからオまでの要件を全て満たすプロジェクトを応募の対象とします。

ア 国が認証する J-クレジット制度に登録された又は登録を予定しているプログラム型プロジェクトであること。

イ プロジェクトの実施場所に東京都を含むこと。

ウ 申請時点で登録済みのプロジェクトである場合、申請に当たって新たに支援機関等との提携を行うなど、本事業への応募に当たって都内中小企業等の誘引に向けた新規の取組を行っていること。

エ 本事業が定める期間内（令和 10 年 1 月まで）に 1 回以上のクレジット認証が可能であること。

オ 本事業による東京都との協定の終了後も、プロジェクトの運営を中長期的に継続する意思・計画があること。

なお、アからオまでの要件を満たしていれば、実施地域に東京都以外の地域を加えることや、事業者に加えて一般家庭等を会員の対象に含めることは差し支えありませんが、本事業における支援及び評価の対象は都内の事業者の削減活動等からのクレジット創出となりますので御留意ください（詳細は「4 採択プロジェクトの選定」及び別紙 1「協定金の支払いについて」も参照してください。）。

3 応募方法

本事業への参加を希望する事業者は、募集期間内に応募書類の電子データを下記提出先までメールで提出してください。

(1) 募集期間

令和 7 年 7 月 14 日（月曜日）から令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）正午まで

(2) 応募書類

書類	様式
申請書	別添様式 1「申請書」に必要項目を記入してください。
企画提案書 (別紙 2 参照)	様式は自由です。表紙を含め 15 枚までとし、PDF 形式で 10MB 以内で作成してください。なお、別紙にて補足資料等を提出することは可能ですが、提案の主要な内容は企画提案書本体に記載してください。企画提案書は、後述の審査会で用いるプレゼンテーション資料として使用することを想定して作成してください。 企画提案書に記載する具体的な内容については、別紙 2「企画提案書に記載する事項」をご確認ください。
資金計画 (基準額の見積もり)	別添様式 2「資金計画」に必要項目を記入してください。

(3) 提出先

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課
カーボンクレジット取引推進担当
メールアドレス：program-credit@ml.metro.tokyo.jp
電話番号：03-5320-4799

(4) 留意事項

- ・同一の体制で複数の方法論でのプロジェクト登録を行う場合や、同一の事業者が複数の支援機関等とそれぞれ別のプロジェクトを組成する場合など、1つの事業者が複数のプロジェクトに応募することも可能です。複数のプロジェクトに応募する際は、プロジェクトごとに申込みを行ってください。
- ・審査に必要な情報等を確認するため、東京都から追加の情報提供を求める場合があります。ご了承ください。

4 採択プロジェクトの選定

(1) 選定方法

採択するプロジェクトは、書類審査及び外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査の結果により決定します。

審査会は、提出書類に基づく書類審査に合格した企業のみが参加できます。審査会への参加可否は、期限までに本事業への申込みを行った全ての事業者に対して連絡を行います。審査会の実施場所や開催日時等の詳細は対象となる事業者のみに連絡を行います。

(2) 採択予定件数

5 件程度

(3) 審査基準

事前審査および審査会では、以下の観点に基づく評価を行います。

ア 必須条件（一つでも満たしていなければ不採択となる条件）

事項	審査の視点
1. カーボンクレジット創出に関する専門的知見・経験	・ J ークレジット創出に係る計画策定から認証獲得までの手続きに関する知識・経験を有しているか。 ・ プロジェクト責任者として、クレジットに関する専門的な知見を有する人員が配置されているか。
2. 継続的な取組へのコミットメント	・ 本事業による東京都との協定の終了後もプロジェクトの運営を中長期的に継続する意思・計画が明確に示されているか。

イ 加点項目（満たしている場合に加点される項目）

事項	審査の視点
1. 実施体制の有効性	・プロジェクトを円滑に運営する上で十分な体制が確保されているか ・都内中小企業の誘引や会員情報の管理等、プロジェクト運営に必要となる業務を分析し、業務毎に適切な役割分担や人員配置が行われているか
2. 成果目標の設定、目標実現に向けた取組の実効性	・都内中小企業等の会員数について、都内中小企業等の状況等を適切に分析した上で、意欲的な目標値が設定されているか ・創出クレジット量について、適切かつ意欲的な目標値が設定されているか ・上記の目標を実現するための実効性の高い取組や工夫が具体的に示されているか ・上記の目標を実現するための実効性の高いスケジュールが具体的に示されているか
3. プロジェクトの有効性、革新性	・幅広い業種・業態の企業等が参加可能である等、より多くの都内中小企業等を誘引する上で有効なプロジェクトとなっているか 例) ・都内中小企業等の状況等を分析した上で、より多くの都内中小企業等の誘引に有効な方法論を選定している ・提携する支援機関等が有するネットワーク等を活用し、都内中小企業等の具体的な参加の見込み・計画が立てられている ・プロジェクトの内容や会員獲得に向けた取組に革新性があるか 例) ・過去にプログラム型での登録がない又は少ない方法論を適用している ・会員への独自の支援・優遇制度を創設 等
4. 本事業終了後の発展性、モデル事例としての適格性	・提携する支援機関等の追加や中長期的な会員拡大に向けた計画が具体的に示される等、プロジェクトの持続的に発展していくことが期待できるか ・プロジェクトの運営体制や会員増加に向けた取組等が、他の事業者等のモデル事例となり、都内でのカーボンクレジット創出の活性化に資することが期待できるか

(4) 審査会スケジュール

審査会は、令和 7 年 10 月初旬の開催を予定しています。審査会への参加可否、実施場所及び日時については、個別に連絡を行います。

(5) 結果の通知

審査結果は、令和 7 年 10 月中に書面により通知します。

なお、審査の経過及び結果に関するお問い合わせには一切応じませんので、御了承ください。

5 プロジェクト採択後の手続き及び採択事業者の取組事項等

審査の結果、プロジェクトを採択された事業者は、採択プロジェクトに関し、都内中小企業等のプロジェクトへの誘引を進め、令和 10 年 1 月までに 1 回以上のクレジット認証を達成するほか、以下の事項に対応していただきます。

(1) 協定の締結

採択事業者は、プロジェクトの運営に関して東京都と協定を締結していただきます。協定書の案は別紙 3「協定書（案）」のとおりです。協定書の内容は原則として変更ができませんので、あらかじめ御了承の上でお申込みください。

(2) プロジェクトの進捗に関する報告及び K P I 評価委員会への出席

ア プロジェクトの進捗に関する報告

採択事業者は、以下のとおりプロジェクトの運営状況等を東京都に報告する必要があります。

① 東京都との定例ミーティング（月次）

東京都の担当者と月次でミーティングを実施し、プロジェクトの運営状況等について報告を行っていただきます。

② 報告書の提出（年度ごと）

年度毎の取組状況及び最終的なプロジェクトの成果について、東京都に対して報告書を提出していただきます。報告書の提出時期は各年の 1 月頃を予定しています。詳細な提出時期や報告書に記載すべき内容等については、採択事業者に別途お知らせします。

③ その他

上記①、②のほか、採択事業者は、東京都が必要と認めたときには、プロジェクトの運営状況等について東京都に報告する必要があります。

ア K P I 評価委員会への出席

採択事業者は、外部有識者等で構成する K P I 評価委員会に出席する必要があります。K P I 評価委員会では、上記ア②で提出する報告書に基づき、プロジェクトの運営状況等について報告を行っていただきます。K P I 評価委員会は令和 9 年 2 月及び令和 10 年 2 月頃の開催を予定しています。

(3) 都が主催するウェブセミナーへの登壇

採択事業者は、本事業において令和7年度から令和9年度までに東京都が計5回開催するウェブセミナーのうち、1回以上に登壇し、プログラム型プロジェクトに関する発表を行う必要があります。ただし、ウェブセミナーの構成上の都合等、やむを得ない事情により登壇が困難な場合には、この限りではありません。

(4) その他東京都が実施する施策への協力

本事業のほか、東京都が運営するカーボンクレジットに関するセミナーやイベントへの登壇・出展等について、東京都から要請があった場合は可能な限り協力しなければなりません。

6 お問い合わせ先・応募書類提出先

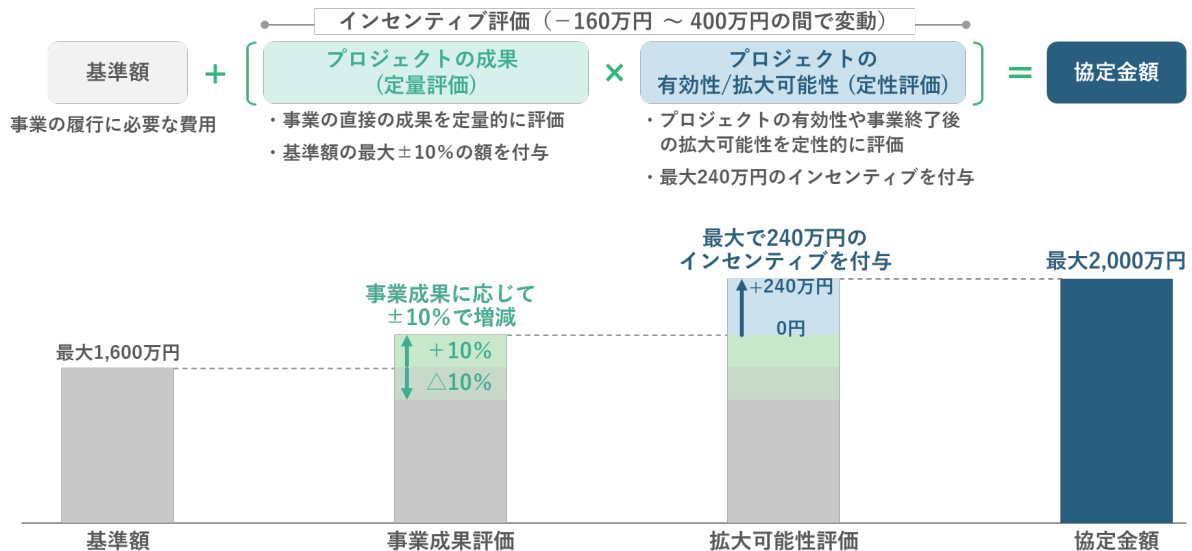
東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課
カーボンクレジット取引推進担当
メールアドレス : program-credit@ml.metro.tokyo.jp
電話番号 : 03-5320-4799

【別紙１】協定金の支払い等について

1 協定金額及び決定方法

- ・プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出促進事業（以下「本事業」という。）における協定金は、協定事業の履行に必要な経費（以下「基準額」という。）及び事業成果に応じたインセンティブ（成果報酬）により、年度ごとに決定します。
- ・協定金の上限額は、プロジェクト１件につき、令和７年度は１,６００万円、令和８・９年度は各年度２,０００万円です。年度間で上限額を融通することはできません。
- ・協定金のうち基準額は、毎年度終了後に協定事業者が提出する経費報告を東京都が審査し、決定します。各年度の基準額の上限は、応募時に事業者から提出される見積もり額と１,６００万円のいずれか低い方の額となります。
- ・インセンティブ評価は、協定事業者が提出する実績報告書等を基に、プロジェクトの成果や拡大可能性等を外部有識者等で構成するＫＰＩ評価委員会等において審査し、決定します。インセンティブの額は、評価に応じて△１６０万円から４００万円の範囲で変動します。なお、令和７年度の協定金の決定に当たっては、インセンティブの加算は行いません。

【協定金額決定のイメージ】



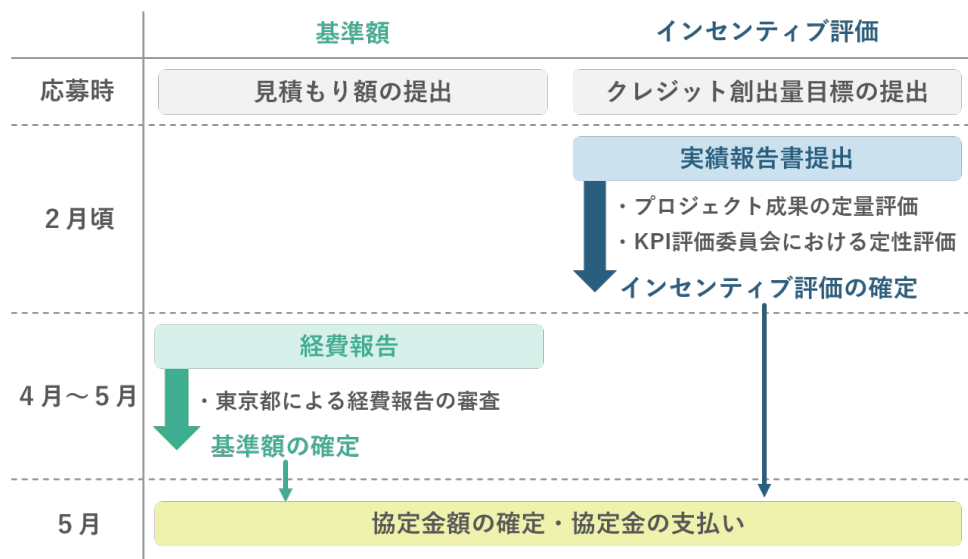
2 協定金支払いの流れ

- ・協定金は年度ごとの支払いとし、各年度の終了後、毎年５月頃に昨年度の協定金を支払います。
- ・協定金の支払いに先立ち、協定事業者は、各年度の終了後、速やかに昨年度の経費の実績を報告します。東京都は各事業者から提出された経費の実績を審査

し、当該年度の基準額を決定します。

- ・東京都は、基準額の決定後、毎年2月に協定事業者が提出する事業報告書に基づき、KPI評価委員会における審査等を経て決定するインセンティブ評価と合わせて、協定金の額を決定し、協定事業者に通知します。
- ・協定事業者は通知に基づいて請求を行い、東京都は協定事業者からの請求に基づき協定金を支払います。

【協定金支払いの流れ】



3 基準額

- ・基準額は、協定事業の履行に必要となる経費に対し、協定に基づき都が応分の負担を行うものです。各年度の基準額の上限は、応募時に事業者から提出される見積もり額と1,600万円のいずれか低い方の額となります。
- ・基準額は、毎年度終了後に協定事業者が提出する経費報告を東京都が審査し、決定します。基準額の対象となる経費は、下記「基準額の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、以下の条件を全て満たすものです。

- ①プロジェクト運営に当たり直接発生する経費
- ②協定期間及び各年度内に契約及び取得、納品又は実施等が完了する経費
- ③使途、単価、規模等の確認が可能、かつプロジェクト運営に係るものとして明確に区分できる経費

- ・以下に該当する経費は、上記に関わらず、基準額の対象外となります。

- ①間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、都の事前承認を受けたものを除く。）
- ②プロジェクト運営との関係の有無に関わらず、資産性のある機器・備品等の購入に係る経費
- ③太陽光パネルの導入等、会員の排出削減活動に必要となる設備投資に対する補助に係る経費

- ④契約書、発注書、納品書及び領収書等の帳票類に不備がある経費
- ⑤公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑥2か年度以上にわたる契約に係る経費で、年度ごとに区分できない経費
- ⑦その他、実証に係る経費として適正ではないと都が判断する経費

【基準額の対象となる主な経費及び報告時に必要となる証憑の例】

経費区分	内容
人件費	プロジェクト運営に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む。） ※運営費の支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む。 ※本事業における人件費の積算方法や必要な証憑については、別添「人件費の積算について」を参照
広報費	プロジェクトの会員募集のために作成する広報用のチラシ/配布資料の制作・印刷・製本費用。会員・関係者向け説明会にかかる会場費、機材レンタル費、講師謝金等 【必要となる証憑】 領収書、契約書、申込書等
審査関連費	Jークレジット制度事務局へのプロジェクト登録及びクレジット認証申請に当たって必要となる審査費用等 【必要となる証憑】 領収書、申込書等
委託・外注費	プロジェクトに関する一部業務（報告書作成、システム運用、審査書類整理等）の外部委託に係る費用 ※共同でプロジェクトを運営する提携事業者への経費支払いを含む。 【必要となる証憑】 領収書、契約書等
紹介料	支援機関等が実施する都内中小企業等のプロジェクトへの誘引に要する費用 【必要となる証憑】 領収書、契約書等
使用料	プロジェクト実施に必要なとなる設備や施設、ツール等の利用料 【必要となる証憑】 領収書、申込書等
賃借料	機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料 【必要となる証憑】 領収書、契約書等

経費区分	内容
旅費・交通費	プロジェクト運営に当たり実施する現地調査・会員訪問等の出張に係る交通費及び宿泊費 【必要となる証憑】 領収書等、内訳書（出張者名、行先、日時、目的、要した経費）
備品費・消耗品費	プロジェクトの運営に必要な事務用品・消耗品の購入費（購入を行う際の配送費を含む。） 【必要となる証憑】 領収書等、発注書、納品書

※上記は例示であり、これらに含まれない経費であっても、プログラム運営に必要と認められる経費については、協定金の対象となる可能性があります。

4 インセンティブ（成果報酬）

- ・インセンティブは、プロジェクトの成果及び取組の有効性、今後の拡大可能性等を評価し、成果報酬として基準額に加算して協定事業者を支払うものです。
- ・インセンティブは、令和8年度及び令和9年度の協定金に対して加算します。各年度のインセンティブに係るK P I 及び金額の積算方法は以下のとおりです。

(1) 令和8年度

ア 事業成果の評価（定量評価）

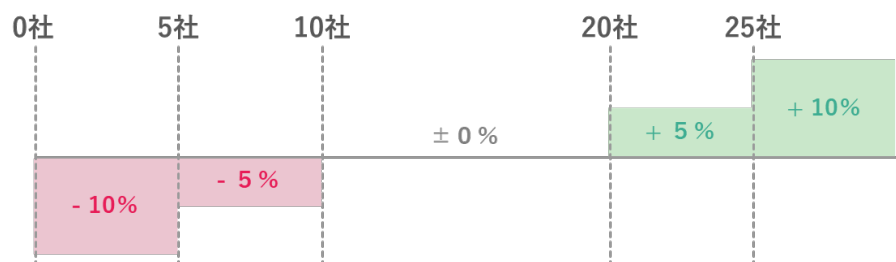
令和9年1月末時点のプロジェクトにおける都内中小企業等の会員数により、基準額の±10%の範囲で協定金を増減

- ・評価指標：都内中小企業等のプロジェクト会員数（令和9年1月末時点）
- ・評価基準及び付与率

25社以上	: +10%
24社から20社まで	: +5%
19社から10社まで	: ±0%
9社から5社まで	: -5%
4社以下	: -10%

（イメージ）

都内中小企業等のプロジェクト会員数



【都内中小企業等の定義】

本事業における都内中小企業等とは、次の全てを満たすものをいいます。

- ・都内に事業所を所有し又は使用するものであって次のいずれかに該当するもの

- ①中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する企業組合のいずれかに該当するもの）
 - ②産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に定める中堅企業者
 - ②個人事業主（管轄の税務署に所得税法第 229 条に基づく開業届を提出している者）
 - ③学校法人
 - ④一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
 - ⑤医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - ⑥社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - ⑦①から⑥までに準ずる者として東京都が適当と認めるもの
- ・プロジェクトに係る取組の実施場所が都内であり、かつ本事業における協定締結後にプロジェクトの会員となったもの

イ プロジェクトの有効性及び拡大可能性の評価（定性評価）

K P I 評価委員会におけるプロジェクトの運営状況に係る審査の結果に応じて、基準額に対して定額のインセンティブを加算（最大 240 万円）

（評価項目及び評価方法）

	評価項目	評価方法	評価する取組・工夫の例
会員獲得に向けた工夫	ターゲット設定とアプローチ戦略 ・会員候補の重点セグメントを定め、効果的な誘引を行っているか	① KPI評価委員会において、 各評価項目を 3 点～0 点で評価（15点満点） 3 点：効果的な取組・工夫が具体的に示されており、再現性も高い 2 点：取組・工夫が具体的に示されており、一定の成果が期待できる。 1 点：取組・工夫の説明が不十分又は想定される効果が限定的 0 点：取組・工夫が行われていない	・業種・規模別に優先ターゲットを抽出 ・主催イベント（融資説明会、業界イベント等）等への本事業の組み込み ・SNS、業界紙、等複数チャネルでの告知 ・魅力的なクレジット売却益の還元スキームの提示 ・他の技術や資金支援策等とのパッケージ化 ・取組の効果やメリットを実例を示して定量的に説明 ・申請書類の電子化、テンプレート化 ・クレジット売却益の前払い等、会員への利益の早期還元ターンの提示
	参加のインセンティブ設計 ・中小企業等の参加動機を高める提案を用意しているか		
	中小企業等の参加ハードルの低減 ・プロジェクト参加に係る中小企業等の手続きの負担軽減等が図られているか		
効果的なプロジェクト運営のための工夫	プロジェクト参加後のサポート ・会員の脱退を防止し、継続的な取組を支援する仕組みを設けているか	② 合計点数に応じて、 インセンティブを付与 15点～11点：240万円 10点～6点：120万円 5点以下：0円	・ダッシュボードでの削減量と収益見込みを可視化 ・会員を対象としたコミュニティイベントの開催 ・会員向けの相談窓口の開設、運営 ・自動計測器の貸与によるデータ収集負担軽減 ・IoT・クラウドを活用したデータ取得の簡素化
	モニタリング・データ取得の効率化 ・MRVやデータ管理を効率的に実施する仕組みや運用体制が整っているか		

（2）令和 9 年度

ア 事業成果の評価（定量評価）

令和 9 年度の事業成果の評価では、①都内中小企業等の会員数及び②クレジット創出量により評価を行います。

① 都内中小企業等の会員数

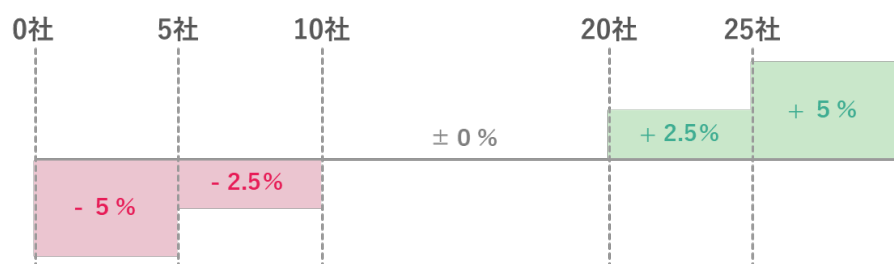
令和10年1月末時点のプロジェクトにおける都内中小企業等の会員数により、基準額の±5%の範囲で協定金を増減

- ・評価指標：都内中小企業等の会員数（令和10年1月末時点）
- ・評価基準及び付与率

25社以上	：	+5%
24社から20社まで	：	+2.5%
19社から10社まで	：	±0%
9社から5社まで	：	-2.5%
4社以下	：	-5%

（イメージ）

都内中小企業等のプロジェクト会員数



② クレジット創出量

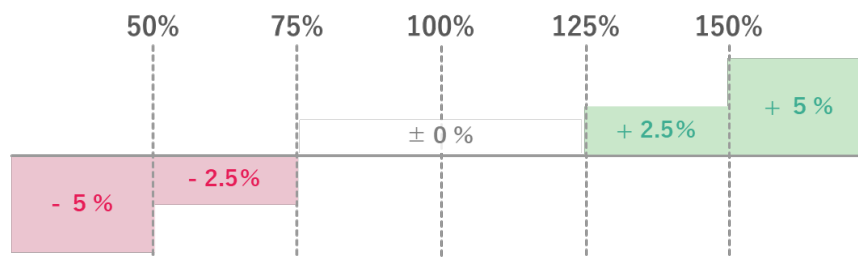
応募時に事業者が設定したクレジット創出目標量に対する令和10年1月末までに認証されたクレジット量の実績の割合に応じて、基準額の±5%の範囲で協定金を増減

- ・評価指標：クレジット創出量（応募時の目標量に対する実績の割合）
- ・評価基準及び付与率

150%以上	：	+5%
125%以上 150%未満	：	+2.5%
75%以上 125%未満	：	±0%
50%以上 75%未満	：	-2.5%
50%未満	：	-5%

（イメージ）

応募時に設定したクレジット創出量に対する実績の割合



なお、令和10年1月末までにクレジットの認証が得られなかった場合、クレジット創出量は0として取り扱います。ただし、やむを得ない事情があり、かつクレジット認証申請書類一式をJークレジット制度事務局に提

出済みであるなど、クレジット認証の蓋然性が高いと東京都が認めた場合には、認証見込み量をもってクレジット創出量とみなします。

【クレジット創出量の定義】

プロジェクトに関して協定期間中に認証されたクレジットのうち、協定期間における都内中小企業等の排出削減等に由来するクレジットの量

イ プロジェクトの有効性及び拡大可能性の評価（定性評価）

KPI評価委員会における、①プロジェクトの運営状況及び②協定事業終了後のプロジェクトの拡大可能性に係る審査の結果に応じて、基準額に対して定額のインセンティブを加算（最大240万円）

① プロジェクトの運営状況（令和8年度と共通）

評価項目		評価方法
会員獲得 に向けた工夫	ターゲット設定とアプローチ戦略 ・会員候補の重点セグメントを定め、効果的な誘引を行っているか	① KPI評価委員会において各評価項目を3点～0点で評価（15点満点） 3点：効果的な取組・工夫が具体的に示されており、再現性も高い 2点：取組・工夫が具体的に示されており、一定の成果が期待できる 1点：取組・工夫の説明が不十分又は想定される効果が限定的 0点：取組・工夫が行われていない
	参加のインセンティブ設計 ・中小企業等の参加動機を高める提案を用意しているか	
	中小企業等の参加ハードルの低減 ・プロジェクト参加に係る中小企業等の手続きの負担軽減等が図られているか	
効果的な プロジェクト 運営のための 工夫	プロジェクト参加後のサポート ・会員の脱退を防止し、継続的な取組を支援する仕組みを設けているか	② 合計点数に応じてインセンティブを付与 15点～11点：120万円 10点～6点：60万円 5点以下：0円
	モニタリング・データ取得の効率化 ・MRVやデータ管理を効率的に実施する仕組みや運用体制が整っているか	

② 協定事業終了後の拡大可能性

評価項目		評価方法
既存プロジェクトの維持・拡大 ・プロジェクトの持続可能性が具体的に示されているか ・令和10年度以降の会員増加に向けた計画が具体的に示されているか 新規プロジェクトのパイプライン ・他の方法論によるプロジェクトの立上げ等、新規プロジェクト組成に向けた具体的な計画が示されているか モデルケースの創出・共有 ・他の事業者の取組の参考となる効果的かつ再現性の高い事例となっているか ・取組事例を他の事業者や支援機関等に共有しているか		① KPI評価委員会において各評価項目を3点～0点で評価（15点満点） 3点：取組が非常に優れている。高い成果を上げている。 2点：取組が優れている。一定の成果を上げている。 1点：一定の取組が行われている。成果が限定的である。 0点：取組が実施されていない。
		② 合計点数に応じてインセンティブを付与 9点～7点：120万円 6点～4点：60万円 3点以下：0円

人件費の積算について

1 人件費の積算における原則

本事業における人件費の積算については、原則として以下のとおりとする。

なお、人件費単価の算出に用いる等級単価一覧表については、毎年度、経済産業省が作成し公表する各年度の等級単価一覧表を用いるものとする。

- (1) 本事業における人件費は、次項に規定する方法により算定した人件費単価（円／時間）に、プロジェクト運営に直接従事した時間数（以下、「プロジェクト従事時間」という）を乗じて算出する。

※直接従事した時間数：勤務時間等に関係なく事業に従事した時間をいう。

- (2) プロジェクト従事時間は、「プロジェクト従事日誌」（様式自由）により証明されるものであって、事業者ごとに定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。
- (3) 法定福利費（事業者負担分）については保険の種類、事業者の事業の種類の分類によって異なるため、事務の効率化の観点から人件費単価の算定には含めない取扱いとする。

2 人件費単価の算定方法

本事業における人件費の算出基礎となる人件費単価の算定については、以下のとおりとする。

なお、次の(1)の要件を満たす者を「等級単価適用者」と称し、それ以外の者（月給単価または個別単価を適用する者）を等級単価適用者以外の者と称する。

(1) 等級単価適用者

次の要件の全てを満たす者の人件費単価については、健保等級を用い、等級単価一覧表により該当する等級の労務費単価を適用する。

なお、役員（使用人兼務役員は除く）については、健康保険法による健康保険加入者であっても、等級単価適用者以外の者として取り扱う。

また、日額または時給での雇用契約者についても、時間単価が明らかであることから、同様に等級単価適用者以外の者として取り扱う。

ア 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づきプロジェクト運営に従事する者

イ 健康保険法による健康保険加入者健康保険法による健康保険加入者（健康保険法以外の国家公務員共済組合法等による保険加入者等入者等で、健康保

除法に準じた取扱いとみなす者も含む。以下、同様）であり、標準報酬月額
保険料額表の健保等級適用者

(2) 等級単価適用者以外の者

等級単価適用者以外の者の人件費単価については、その者の給与形態に応じて、以下の取扱いとする。

区分	
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給相当額とし、等級単価一覧表の月給範囲額により該当する労務費単価を適用する。 なお、人件費単価の算定に含む給与の範囲については、健康保険の標準報酬月額の算定に準ずる。ただし、通勤手当については算定に含まない。 また、協定期間内に支給された賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含むことができる。
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表の月給範囲額により該当する労務費単価を適用する。 なお、人件費単価の算定に含む給与の範囲については、健康保険の標準報酬月額の算定に準ずる。ただし、通勤手当については算定に含まない。 また、協定期間内に支給された賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含むことができる。賞与の加算に当たっては、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給された額を各期間の月給相当額に加算することとする。 【加算する賞与の額の算定】 月給制：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）
日給制（日給月給制・月給日給制を含む）	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を雇用契約書等に明記された就業時間で除した金額を個別単価とする。ただし、1日単位でプロジェクト運営に専従している場合は、当該日額をもって1日当たりの個別単価（日給）とすることができる。
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって個別単価とする。

3 等級単価一覧表の適用方法等について

(1) 健保等級の決定方法

ア 等級単価適用者が等級単価一覧表に適用する健保等級については、以下の方法により決定する。

(ア) 従事月に適用されている健保等級を適用する。

(イ) 健保等級の変更（定時決定や随時改定）があった場合は、その改定月から改定後の健保等級を適用する。

イ 定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

ウ 随時改定は、被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。

エ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、一週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を標準報酬月額に乗算した額により適用される等級の労務費単価を適用することができる。

【算出方法】

就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×標準報酬月額

(2) 健保等級の証明

前記の健保等級については、経費の請求に際して、健保等級証明書（様式自由）により、その実績を報告するものとする。ただし、被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬、月額保険料額表、給与明細等により健保等級が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

(3) 給与額の決定方法

等級単価一覧表の月給範囲額により人件費単価を算出する者の給与額については、以下の方法により決定する。

ア 当該月に適用されている給与額を適用する。

イ 給与額に改定給与額に改定があった場合は、その改定月から改定後の給与額給与額を適用する。

ウ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、1週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を月給額に乗算した額により適用される月給範囲額を適用することができる。

【算出方法】

就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×月給額

(4) 給与額の証明

前記の給与額については、経費の請求に際して、給与証明書（様式自由）により、その実績を報告するものとする。ただし、給与明細、雇用契約書、出向契約書、派遣契約書等により給与額が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

4 人件費の確定

人件費の確定に当たっては、次の証憑等を活用して照合を行うこととする。

区分	人件費確定にあたっての証憑等
等級単価適用者	健保等級証明書又は保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表、給与明細 等
等級単価適用者以外の者	給与証明書又は給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書 等
共通	プロジェクト従事日誌、給与台帳、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿 等

5 人件費の上限額

人件費の上限額については、次のとおり取り扱う。

- (1) 雇用契約書、出向契約書、派遣契約書等において、人件費の上限額が規定されている場合には、その額を補助対象経費の上限額とする。
- (2) 人件費単価は、等級単価一覧表及び月給単価算出表に記載された労務費単価を上限とする。

【別紙２】企画提案書に記載する事項

【総論】

- ・表紙を含めて15枚以内で作成してください。別紙にて補足資料を添付することは可能ですが、下記１～５の主要な内容は提案書本体に記載してください。
- ・審査会におけるプレゼンテーションの資料となることを前提に、募集要項４(3)審査基準における審査の視点を意識して作成してください。
- ・企画提案書に記載した見積額や目標値は、採択後の協定金の算定に係る基準額やKPIとなるため、可能な限り具体的かつ精緻な内容を記載してください。

1. 実施体制

1-1. 代表事業者の概要	・会社概要 ・事業内容、ミッション・ビジョン ・カーボンクレジット創出、創出支援に関する実績 ・その他カーボンクレジットに関する取組の実績
1-2. 支援機関等の概要	・機関等の概要 ・事業内容、ミッション・ビジョン ・機関等が有する都内中小企業等とのネットワーク ・その他カーボンクレジットに関する取組の実績
1-3. プロジェクトの実施体制	・実施体制の全体像及び人員体制 ・代表事業者と支援機関等（及びその他の協力事業者）の役割分担 ・プロジェクト責任者の経歴、能力、実績 ・主要なプロジェクトメンバーの経歴、能力、実績

2. プロジェクト計画

2-1. プロジェクトの概要	・適用する方法論 ・方法論選定の理由 ・当該方法論の新規性 (他のプログラム型プロジェクトの登録状況等)
2-2. 主要なターゲットとなる都内中小企業等	・主なターゲットとなる都内中小企業等の属性、想定企業数 ・当該企業等を対象とする理由（選定した方法論との親和性、対象事業者数等） ・支援機関等が有する当該企業等とのネットワーク
2-3. 全体スケジュール	・プロジェクトの登録からクレジット認証までのスケジュール (期間中に最低１回以上のクレジット認証を行うこと。) ・本事業終了後の中長期的なプロジェクト運営の展望

【別紙２】企画提案書に記載する事項

3. 目標	
3-1. 都内中小企業の会員数	・本事業期間内に新たにプロジェクトに参加する都内中小企業等の目標値 ・当該目標値の設定理由、根拠等
3-2. クレジット創出量	・本事業期間内に創出する都内中小企業等の取組に由来するクレジットの目標値 ・当該目標値の設定理由、根拠等
3-3. 本事業終了後のプロジェクト運営、取組拡大	・本事業終了後のプロジェクトの中長期的な運営目標（会員数、創出トン数） ・他の方法論でのプロジェクト組成、他の支援機関等の座組への参加等、取組の拡大目標
4. 具体的な取組	
4-1. 都内中小企業等の誘引に向けた取組	・都内中小企業等の参加に向けた具体的な誘引策（広報施策など） ・参加動機を高めるための会員へのインセンティブの設定 ・手続き負担の軽減等の参加ハードルを下げるための取組 等
4-2. 効果的・効率的なプロジェクト運営のための工夫	・MRVやデータ管理等の効率化に向けた取組 ・会員の脱退を防止するための取組 等
4-3. クレジットの売却及び利益の分配	・クレジットの売却計画及び売却益の会員等への還元スキーム 等
4-4. 詳細スケジュール	・各種の取組に係る詳細な取組計画及びスケジュール
5. 資金計画	
5-1. 資金計画	・本事業に係る年度ごとの想定費用の見積額、内訳（税込）

【別紙３】 協定書（案）

協定書の内容は現時点の案であり、今後変更となる可能性があります。

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業における プロジェクトの運営に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、「プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業」（以下「本事業」という。）において採択されたプログラム型プロジェクト（以下「採択プロジェクト」という。）の運営に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条 本協定は、採択プロジェクトの運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条 本協定の期間は、協定締結の日から令和１０年３月３１日までとする。

（事業責任者）

第３条 乙は、採択プロジェクトの運営に際し、自己の分担業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者をプロジェクト責任者として選任する。

２ プロジェクト責任者は、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（役割分担）

第４条 採択プロジェクトの運営における甲と乙の役割分担は次のとおりとする。

（１）甲の役割

ア 採択プロジェクトの運営に関する協議

イ 経費の支出

ウ 本事業の広報

エ その他本事業及び採択プロジェクト運営の円滑な実施のために必要な業務

（２）乙の役割

ア 採択プロジェクトの運営

イ 本事業の広報への協力及び採択プロジェクトの成果の発信

ウ その他採択プロジェクトの円滑な運営のために必要な業務

２ 甲及び乙は、自己の分担する業務について、その一部を第三者に委託し、本事業又はプロジェクトの運営に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものと

【別紙 3】 協定書（案）

する。その場合、甲及び乙は当該第三者に対して、第 16 条（暴力団等の排除）、第 17 条（個人情報の取扱い）、第 18 条（秘密の保持）及び第 22 条（帳簿の保存）において自己が負う義務を遵守させる。

- 3 甲及び乙は、前項の規定により第三者に自己の分担する業務を委託した場合、甲及び乙は相手方にその受託者を通知する。

（運営計画の作成）

第 5 条 乙は、協定締結後速やかに採択プロジェクトに係る運営計画（以下、「運営計画」という。）を作成し、第 1 号様式により甲に協議を行う。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（運営計画の変更）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲が承認した運営計画を変更しようとするときは、第 2 号様式により甲に協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から協議があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、乙に対して通知する。

（事業報告）

第 7 条 乙は、次の各号に定める時点における採択プロジェクトの運営状況等について、甲が指定する期日までに第 3 号様式により甲に報告しなければならない。

- (1) 令和 8 年 1 月 31 日（中間報告）
- (2) 令和 9 年 1 月 31 日（中間報告）
- (2) 令和 10 年 1 月 31 日（最終報告）

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、必要と認めるときは、乙に対して採択プロジェクトの運営状況等について報告を求めることができる。

（効果検証・評価）

第 8 条 甲は、前条による報告を受けた場合、その報告内容の妥当性や K P I の達成状況等について、外部有識者等で構成される評価委員会において検証、評価を行い、結果を乙に通知する。

- 2 乙は、甲の求めに応じて前項の評価委員会に出席し、プロジェクトの運営状況等について報告を行う。

（経費の報告）

第 9 条 乙は、毎年度、採択プロジェクトの運営に要した経費について、甲が指定する期日までに、第 4 号様式により甲に報告しなければならない。

【別紙 3】 協定書（案）

2 次の各号に定めるものについては、前項における採択プロジェクトに要した経費から控除する。ただし、控除することが適切でないとい甲が認めたものについてはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されている場合において、当該補助金、委託費等の額
- (2) 乙の関連会社に業務委託を行う場合において、当該委託に係る利益等相当額
- (3) プロジェクトの運営を通じて乙が得た収入等の額（プロジェクト運営を通じて認証を受けた J ークレジット及びその売却益を除く。）

（協定金の額の確定）

第 10 条 甲は、前条の規定により乙から報告を受けたときは、その内容を審査し、各年度の協定金の基準額を決定する。なお、協定金の額の決定に当たり、経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てる。

2 甲は、第 9 条第 1 項による評価に応じて、前項の基準額に 0.9 から 1.1 までの範囲の値を乗じた金額に最大 240 万円の成果報酬を加えた額を協定金として支払うことができるものとし、その協定金額の確定方法は別途定める。なお、J ークレジット制度へのプロジェクト登録が行われない場合や、K P I の実績がゼロである場合等、採択プロジェクトの運営成果が著しく低いと甲が判断した場合には、協定金を支払わないことができる。

3 甲は、前項により確定した協定金の額を乙に通知する。

（協定金の支払）

第 11 条 乙は、前条第 3 項の規定により甲から通知を受けたときは、甲に対して速やかに協定金の支払を請求する。甲はその内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に乙に支払う。

（調査等）

第 12 条 甲は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、本事業に関する報告を求め、若しくは帳簿書類その他の物件を調査し、又は乙の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

2 乙は、前項の規定による報告の徴収及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

（本協定の解除）

第 13 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく反したとき。

【別紙 3】 協定書（案）

- (2) 甲において、公益上の見地から採択プロジェクトを中止する必要性が生じたとき。
 - (3) 甲又は乙において、採択プロジェクトの運営が困難であると相手方が認めたとき。
 - (4) 甲又は乙が、相手方に対し相当の期間を定めて本協定の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に履行しないとき。
 - (5) 乙について、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の決定があったとき。
 - (6) 乙が、偽り、隠匿その他不正の手段により協定金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (7) 乙が、過去に国・都道府県・区市町村・公社等が実施する協定事業、助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとことが判明したとき。
 - (8) 乙が、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法等を行うなど、都の協定先として適切でない業態であると甲が判断したとき。
 - (9) 乙が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等を行うなど、都の協定先として適切でない業態であると甲が判断したとき。
 - (10) その他、乙が協定先として不適切と甲が判断したとき。
 - (11) 荒天・天変地異などの影響により採択プロジェクトをやむを得ず中止するとき。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、乙に対して協定金の返還を求めることができる。
- 3 第 1 項第 6 号から第 10 号までの各号に該当する事由が本協定期間終了後に発覚した場合は、前項を準用する。なお、本項に該当する場合には、甲は、本協定を解除することなく、乙に対して協定金の返還を求めることができる。
- 4 第 1 項の規定により本協定が解除された場合において、乙が実施した内容を甲が審査した結果、適正と認めた部分があるときは、甲は当該実施部分に対する協定金相当額を支払う。当該支払については、第 12 条の規定を準用する。

（違約加算金及び延滞金）

第 14 条 甲が前条第 2 項の規定（前条第 3 項による準用を含む。）により乙に支払済みの協定金の返還を求めた場合、乙は、協定金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協定金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

【別紙 3】 協定書（案）

- 2 甲が前条第 2 項の規定（前条第 3 項による準用を含む。）により乙に支払済みの協定金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、乙は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 甲が前項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた協定金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（損害賠償責任）

- 第 15 条 甲及び乙は、本協定に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。
- 2 採択プロジェクトの運営に当たり、甲又は乙は、その責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

（暴力団等の排除）

- 第 16 条 乙は、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）を介入させてはならない。また、採択プロジェクトを実施するに当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 甲に報告すること。
 - (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

（個人情報の取扱い）

- 第 17 条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号）に基づき適正に取り扱うものとする。

（秘密の保持）

【別紙 3】 協定書（案）

第 18 条 甲及び乙は、本協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、協定事業に実施に関して知り得た個人情報及び相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

（情報公開）

第 19 条 採択プロジェクトに関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、法令に基づき不開示となる部分を除き開示請求の対象となる。

（採択プロジェクトの公表）

第 20 条 甲及び乙は、採択プロジェクトの内容及びその成果を公表できるものとする。

- 2 甲及び乙は、採択プロジェクトの内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議する。

（権利の帰属）

第 21 条 採択プロジェクトの運営に当たり、甲及び乙のそれぞれの業務に付随して得られた成果物（中間成果物を含む。以下同じ。）・著作物に対する著作権その他の知的財産権は、それぞれに帰属するものとする。ただし、本協定の締結前から各当事者に帰属していた知的財産権等は、引き続き各当事者に留保される。

- 2 甲及び乙は、本事業において必要があると認める場合には、相互に事前通知した上で、前項の成果物・著作物を無償で利用できる。
- 3 成果物又は著作物の利用上、特に留意すべき事項がある場合の扱いは、別途、甲乙が協議して定める。

（帳簿の保存）

第 22 条 乙は、本事業に関する帳簿を備え、本事業の完了した日の属する事業年度の終了後 5 年間保存する。

（裁判管轄）

【別紙 3】 協定書（案）

第 23 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協定の変更）

第 24 条 甲及び乙は、採択プロジェクトの内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予想することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上、本協定を変更することができる。

（協定期間終了後の効力）

第 25 条 本協定が、協定期間満了又は解除等により終了した後においても、第 14 条（本協定の解除）、第 15 条（延滞金及び違約加算金）、第 16 条（損害賠償責任）、第 17 条（暴力団等の排除）、第 18 条（個人情報への取扱い）、第 19 条（秘密の保持）、第 20 条（情報公開）、第 21 条（採択プロジェクトの公表）、第 22 条（権利の帰属）、第 23 条（帳簿の保存）、第 24 条（裁判管轄）及び本条の規定は存続する。

（協議）

第 26 条 本協定に定めのない事項については、関係法令を順守するものとし、その他本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小 池 百 合 子

乙
代表者

【別紙３】協定書（案）

第１号様式

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業における
プロジェクト運営に係る計画の作成に関する協議申請書

協定書第５条第１項の規定に基づき、プロジェクトの運営計画を作成したため協議します。

記

- 1 実施計画の内容
別添「運営計画書」のとおり。

【別紙3】協定書（案）

第2号様式

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業における
プロジェクト運営に係る計画の変更に関する協議申請書

令和 年 月 日付 産労産計第 号により承認された運営計画を変更したいので、協定書第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 変更後の実施計画
別添「運営計画書」のとおり。
- 2 変更内容
- 3 変更の理由

【別紙3】協定書（案）

第3号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

名 称

代表者

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業における
プロジェクト運営に係る運営状況報告書（中間報告 / 最終報告）

令和 年 月 日付 産労産計第 号により運営計画を承認されたプロジェクトの運営状況について、協定書第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告の基準日

令和 年 月 日

2 実証事業の進捗状況

別添資料のとおり。

【別紙3】協定書（案）

第4号様式

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所在地
名 称
代表者

プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業における
プロジェクト運営に係る経費の報告（令和 年度分）

令和 年 月 日付 産労産計第 号により運営計画を承認されたプロジェクトの運営に当たり令和 年度に要した経費について、協定書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 経費総額

金 円

2 経費の内訳

別紙「経費内訳一覧」のとおり。

※内訳毎に支出や積算の根拠となる資料を添付すること。